

愛媛県振動業務従事職員健康診断及び愛媛県深夜業務等 従事職員健康診断業務仕様書

愛媛県振動業務従事職員健康診断及び愛媛県深夜業務等従事職員健康診断の実施に関し、委託契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

第1 対象者

1 振動業務従事職員健康診断

愛媛県職員安全衛生管理規程に定める職員のうち振動工具を取り扱う業務に従事する者。

2 深夜業務等従事職員健康診断

愛媛県職員安全衛生管理規程に定める職員のうち深夜業務(午後10時から午前5時まで)に従事する者又は特定化学物質エチレンオキシド・ホルムアルデヒドを常時取り扱う業務に従事する者。

第2 検査項目

1 振動業務従事職員健康診断

- (1) 職歴等の調査
- (2) 自覚症状等の調査
- (3) 問診
- (4) 視診・触診
- (5) 握力検査
- (6) 血圧の測定
- (7) 末梢循環機能検査(常温における手指の爪圧迫テストおよび皮膚温)
- (8) 末梢神経機能検査(常温における手指などの痛覚および振動覚)

2 深夜業務等従事職員健康診断

- (1) 問診
- (2) 尿検査(糖、蛋白、ウロビリノーゲン定性検査、潜血検査)
- (3) 血圧の測定
- (4) 診察(問診による聴力検査を含む。必要に応じ、オーディオメーターによる検査とする。)

第3 健診期日、場所及び予定人数

令和6年度振動・深夜業務等従事職員健康診断日程表のとおり

※日程は1月から2月末までの期間において調整可能。

第4 健診期限

令和7年2月末日までとする。

第5 健診準備～健診結果の作成等

- 1 事前打合わせを各実施場所(6か所)の担当者で行い、健診の円滑な実施に努めるとともに、会場設営・片付け等は受託健診機関が責任をもって行うこと。

- 2 健診開始初日 14 日前までに、全対象者の受診票等の事前配布資材に必要事項を印字し、指定した所属別に封入（封筒サイズは角 2）し、職員厚生課へ納入すること。（健診開始初日の 30 日前に対象者データ等を職員厚生課より提供する）
 - 3 健診終了後、14 日以内に健診機関の定める振動障害調査個人票および深夜業務健康診断個人票（以下、個人票）を作成し、職員厚生課を経由して、産業医に提出すること。
 - 4 職員厚生課において、産業医による総合判定実施後は、速やかに個人票を回収し、就業区分を再入力し、結果報告書（様式第 1 号）を作成のうえ、個人票と合わせて所属別に封入し、職員厚生課へ提出すること。
 - 5 健康診断結果一覧表（様式第 2 号）を作成し、職員厚生課へ提出すること。
- ※ 個人票および様式第 1～2 号については、その都度、職員厚生課で直接受け渡しをすること。

第 6 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定個人情報保護団体であること。
もしくはプライバシーマークと同等以上の認証を有していること。

第 7 委託業務遂行上の義務

医療法、医師法等の医療関係諸法令を遵守すること。

第 8 事前提出書類

次の書類を入札の 7 日前までに提出すること。

- ・個人情報取り扱いに関する認証を受けていることを証明する書類の写し

（参考）

健診場所及び予定人数

健診場所	住所	受診者数	内訳		
			振動	深夜	エチレンオキシド・ホルムアルデヒド
東予地方局	西条市喜多川 796-1	41	9	32	0
東予地方局今治支局	今治市旭町 1 丁目 4 番地 9	10	4	6	0
子ども療育センター	東温市田窪 2135 番地	66	0	66	0
中予地方局	松山市北持田町 132 番地	83	32	35	16
南予地方局	宇和島市天神町 7 番地 1 号	27	16	4	7
南予地方局八幡浜支局	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	41	33	2	6
健診機関の診療所		指定日に受診できない者			
計		268	94	145	29